

概要版

# 第2期 笛吹市 子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度



令和2年3月



笛吹市

# 計画の概要

## 計画策定の背景・趣旨

我が国では、少子化問題が社会的な課題となっており、女性の社会進出を支援する保育や子育て施策に対する期待が高まっています。一方、核家族化の進行に伴い家庭の養育力の低下が懸念され、経済的に困窮する世帯の子どもたちの貧困の連鎖、児童虐待の顕在化など、子どもの育ちを取り巻く環境は大きく変化しています。

市では、平成27年度に「育つよろこび 育てるしあわせ みんなで子育てのまち 笛吹」を基本理念とした「笛吹市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、市民、地域、行政の協働による子育て支援の充実を目指し、魅力あるまちづくりに取り組んできました。

令和元年度に「笛吹市子ども・子育て支援事業計画」の第1期事業計画期間が終了することに伴い、現行計画を見直し、法改正や新制度を反映させた第2期事業計画（令和2年度～令和6年度）を策定し、より一層、安心して子育てができるまちづくりを推進します。

## 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6
計画期間	笛吹市次世代育成支援行動計画						(第1期) 笛吹市子ども・子育て支援事業計画 ↑ 継承				第2期 笛吹市子ども・子育て支援事業計画				

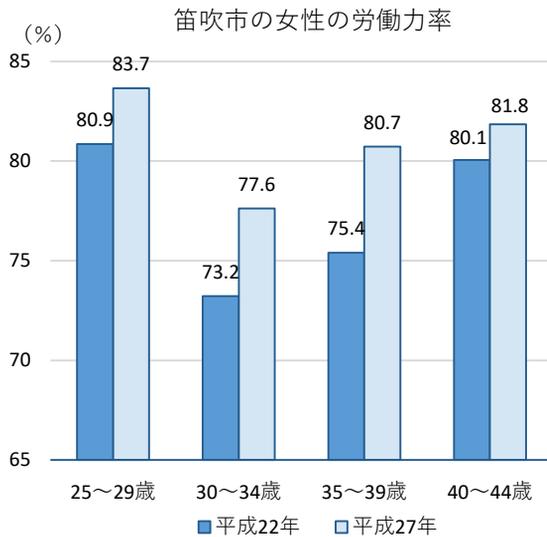
## 市の現状

本市では、平成26年以降人口が減少傾向にあり、14歳以下の児童数が平成31年は平成26年と比べて1割以上減少しています。

他方で、女性の25～44歳の就業率は増加傾向にあり、子育て支援の充実が求められています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



資料：国勢調査

# 計画の基本的な考え方

## 基本理念

これまで本市では、第1期の子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育ての基本は家庭にあることを前提に、地域社会全体が子育てに関わり、支援することで次代を担う子どもたちの成長に喜びを感じ、子育てに幸せを感じられるようなまちを目指してきました。

第2期計画においても、第1期の基本理念をさらに具体化していくことが求められることから、第1期の基本理念を継承し、子育て環境の充実を推進していくこととします。

育つよろこび 育てるしあわせ  
みんなで子育てのまち 笛吹

## 基本方針

計画の基本理念を踏まえ、計画の基本方針を次のように定めます。

### 基本方針1 子ども一人ひとりが心豊かに育つ支援の充実

子どもや子育て家庭の実情を踏まえながら、幼児期の学校教育・保育の提供と地域における子ども・子育て支援の充実を図ります。

### 基本方針2 安心して子育てできる支援の充実

保護者の子育てに対するさまざまな負担や不安を軽減するとともに、自信と喜びをもって子育てに取り組むことができるよう支援を行います。また、家庭における養育力向上のための取り組みを進めます。

### 基本方針3 地域ぐるみでの子育て支援の充実

子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域との連携を図りながら地域全体で子育てしやすい環境づくりを進めます。



## 施策の方向性と基本施策

基本方針に基づき、次のような施策に取り組みます。

施策の方向性1	安心して子どもを産み育てられる環境の整備
<p>妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指します。また、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し、相談支援につなげることが重要であることから、専門職員を配置して切れ目のない支援を行います。</p> <p>このほか、小児医療の充実や地域での子育て支援ネットワークづくりの支援等を行い、安心して子育てできる環境の充実を図ります。</p>	
《基本施策》	
(1) 母子の健康の保持・増進	(2) 小児医療の充実
(3) 子育て支援のネットワークづくり	

施策の方向性2	幼児期の教育・保育体制の充実
<p>乳幼児期は、遊びや生活を通して心情・意欲・態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。幼稚園、保育所（園）、認定こども園が、その役割を十分に果たしていくために必要となる環境整備に取り組むほか、地域において子育てを支援するサービスの充実を図ります。</p>	
《基本施策》	
(1) 質の高い保育と幼児教育の充実	(2) 地域における子育て支援サービスの充実

施策の方向性3	豊かな心を育む教育環境の整備
<p>これからの子どもたちに求められる「生きる力」を養うため、確かな学力や豊かな人間性、健康や体力の育成支援について、家庭、地域、ボランティア団体等と連携しながら、教育の質の充実と環境の整備を図ります。</p> <p>また、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、見守りや支援、活動場所の提供を行うことで、自立性と社会性を兼ね備えた子どもたちの健全育成に努めます。</p>	
《基本施策》	
(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育	(2) 児童・青少年の健全育成
(3) 放課後児童の居場所づくりの推進	(4) 家庭や地域の教育力の向上

施策の方向性4	すべての子どもの立場に立った支援の充実
<p>すべての子どもが、多様な家庭環境に係わらず健やかに育っていける環境づくりを行うとともに、一人ひとりのニーズに応じた支援を進めます。</p> <p>また、ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）が安心して暮らせるよう、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援の充実を図ります。</p>	
《基本施策》	
(1) 支援を必要とする児童とその家庭への援助	(2) 児童虐待等の予防と保護体制の整備
(3) ひとり親家庭等への支援	(4) 子どもの貧困対策

施策の方向性5	子育てしやすい生活環境の整備
<p>子育て家庭が、地域において安心・安全で快適な環境のもと生活を営むことができるよう、生活環境の整備を推進します。また、子どもを事故から守るため、交通安全を確保する活動を推進するとともに、犯罪や災害等から子どもを守るための諸施策を推進します。</p> <p>このほか、ワーク・ライフ・バランスの推進など、子育てと仕事の両立ができる社会を推進します。</p>	
《基本施策》	
(1) 安心・安全なまちづくりの整備	(2) 子どもの安全の確保
(3) 仕事と子育ての調和の推進	

## 計画の体系図

基本理念、基本方針、施策を体系的に整理すると次のとおりとなります。

### 基本理念

育つよるいび  
育てるしあわせ  
みんなで子育てのまち  
笛吹

### 基本方針

子ども一人  
ひとりが心豊かに  
育つ支援の充実

安心して  
子育てできる  
支援の充実

地域ぐるみでの  
子育て支援の  
充実

### 施策の方向性

1. 安心して子どもを  
生み育てられる  
環境の整備

2. 幼児期の教育・保育  
体制の充実

3. 豊かな心を育む  
教育環境の整備

4. すべての子どもの  
立場に立った支援の  
充実

5. 子育てしやすい  
生活環境の整備

### 基本施策

母子の健康の保持・増進

小児医療の充実

子育て支援のネットワークづくり

質の高い保育と幼児教育の充実

地域における子育て支援サービスの  
充実

子どもの生きる力の育成に向けた  
学校教育

児童・青少年の健全育成

放課後児童の居場所づくりの推進

家庭や地域の教育力の向上

支援を必要とする児童とその家庭への  
援助

児童虐待等の予防と保護体制の整備

ひとり親家庭等への支援

子どもの貧困対策

安心・安全なまちづくりの整備

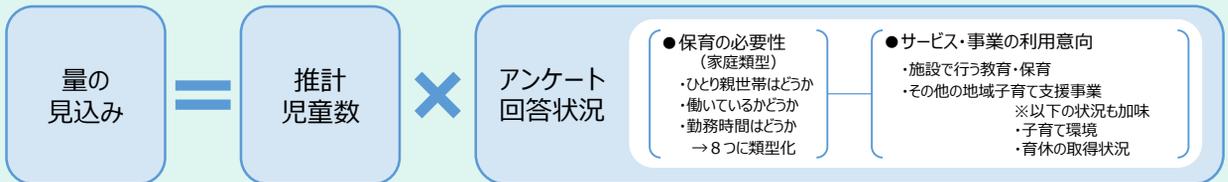
子どもの安全の確保

仕事と子育ての調和の推進

# 子育てに資する支援事業の推進

## 幼児期の学校教育・保育にかかる量の見込みの算出

量の見込みは、推計した今後の児童数に、利用意向率を乗ずることにより算出します。  
 利用意向率は、市が実施したアンケート調査に基づいています。



## 教育・保育の提供体制の確保方策及び実施時期

アンケート結果に基づく量の見込みを充足する定員を確保していきます。

なお、3号認定者のうち1、2歳児については、近年、利用率の伸びが大きいことなどから、利用意向率について増加の補正を加えた需要量を見込み、確保方策を実施することとします。

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号、2号 (3～5歳児)	幼稚園等	量の見込み	266人	270人	269人	264人	261人
		確保内容と実施時期	400人	400人	400人	400人	400人
	保育所等	量の見込み	1,339人	1,318人	1,272人	1,251人	1,236人
		確保内容と実施時期	1,340人	1,320人	1,280人	1,270人	1,260人
3号 (0～2歳児)	0歳	量の見込み	187人	187人	185人	183人	181人
		確保の内容と実施時期	190人	190人	190人	190人	190人
	1～2歳	量の見込み	730人	736人	743人	743人	740人
		確保内容と実施時期	740人	740人	740人	740人	740人
	地域型保育事業の確保内容と実施時期 (0～2歳対象)		10人	10人	10人	10人	10人

## 認定区分と提供施設

保育所（園）や幼稚園などに入園するには、保育の必要性の有無や年齢等に応じた区分ごとに、市から「支給認定」を受けることが必要です。（支給認定が不要な幼稚園もあります）

認定区分	保育の必要性の有無	該当年齢	提供施設
1号	保育の必要性なし、幼児期の学校教育のみ	3-5歳	幼稚園、認定こども園
2号	保育の必要性あり	3-5歳	保育所（園）、認定こども園
3号	保育の必要性あり	0-2歳	保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業

## 地域子ども・子育て支援事業の確保方策

アンケート調査及び実績等を勘案して、次のとおり需要量を見込んでおり、同程度の事業量を確保していくこととします。

事業名		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1 延長保育事業						
保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用時間以外において認定子ども園や保育所（園）等で保育を実施する事業		496人	484人	471人	461人	452人
2 放課後児童健全育成事業						
労働等により昼間保護者がいない児童に対し、授業の終了後に小学校の空き教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業	低学年	901人	909人	911人	902人	881人
	高学年	226人	253人	251人	250人	255人
3 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）						
保護者の疾病や仕事等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業		30人日	29人日	28人日	28人日	27人日
4 地域子育て支援拠点事業						
乳幼児及びその保護者が交流できる場所を開設することで、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助等を行う事業		1,885 人回/月	1,833 人回/月	1,777 人回/月	1,746 人回/月	1,713 人回/月
5 一時預かり事業（幼稚園・認定子ども園一時預かり）						
家庭において保育をすることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定子ども園、幼稚園、保育所（園）などにおいて、一時的に預かることで必要な保護を行う事業	幼稚園型 （1号認定）	364 人日/年	354 人日/年	340 人日/年	332 人日/年	325 人日/年
	幼稚園型 （2号認定）	10,956 人日/年	10,665 人日/年	10,233 人日/年	10,003 人日/年	9,794 人日/年
	幼稚園型を 除く	1,441 人日/年	1,437 人日/年	1,432 人日/年	1,417 人日/年	1,402 人日/年
6 病児・病後児保育事業						
病児・病後児について、病院、保育所（園）などに付設された専用スペース等において、看護師等が保育を行う事業		358 人日/年	350 人日/年	341 人日/年	334 人日/年	327 人日/年
7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）						
小学生までの子どもを持つ保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	低学年	613 人日/年	611 人日/年	606 人日/年	596 人日/年	580 人日/年
	高学年	419 人日/年	417 人日/年	414 人日/年	407 人日/年	396 人日/年
8 利用者支援事業						
子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
9 妊婦健診の助成						
妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に適時、医学的検査を実施する事業		6,748 人回	6,734 人回	6,678 人回	6,594 人回	6,538 人回
10 乳児家庭全戸訪問事業						
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することで養育環境を把握し、必要な情報提供を行うとともに、支援を必要とする家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業		482人	481人	477人	471人	467人
11 養育支援訪問事業						
養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業		303人	299人	295人	289人	283人
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業						
保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育所等に対して保護者が払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等を助成する事業		15人	15人	15人	15人	15人

## 計画の推進

### 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

また、改正次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を包含しており、本市が取り組むべき施策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、計画的に子育て支援を推進していきます。

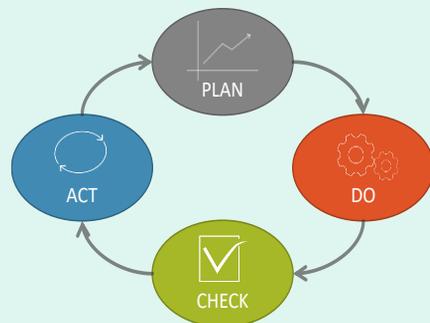
### 計画の推進体制

本計画を推進するに当たっては、家庭、保育所（園）、学校、地域、行政、関係機関・団体等、地域のさまざまな主体が協働・連携して取り組みます。

### 進捗状況の管理

本計画に記載された事項の実現には、計画の進捗状況について適宜点検・評価を行い、必要な修正・改善を図ることが重要です。

実効性のある取り組みの推進を図っていくため、計画（PLAN）・実行（DO）・点検（評価）（CHECK）・見直し（ACT）のPDCAサイクルを活用することとし、本計画の策定の中心的な役割を担った「笛吹市子ども・子育て会議」において進捗状況についての点検・評価を行い、その結果を公表します。



### 情報提供・周知

広報やホームページをはじめとする各種広報媒体を積極的に活用し、市民全体に対して適切な情報提供を行い、子ども・子育て支援施策に関する周知を図ります。

#### 「ふえふき子育て広場」をご利用ください。

子育てに役立つさまざまな機能で子育て家庭をサポートするポータルサイト「ふえふき子育て広場」をご利用ください。

子育てガイド、イベント情報配信、育児記録、施設検索など、便利な機能が盛りだくさんです。

スマートフォンやタブレット、パソコンからいつでもどこでも利用していただけます。



App Store または Google playで「ふえふき子育て広場」と検索！

ふえふき子育て広場 検索

Google PlayおよびGoogle Playロゴは、Google Inc.の商標です。Apple、Appleのロゴ、App Storeは、Apple Inc.の商標です。